



令和2年2月号（隔月発行）

札幌司法書士会 会長 後藤力哉 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

## 民法 相続法改正 「配偶者居住権」



大きいから  
だから  
オウシキだわ



きりたん

今年の4月1日から、いよいよ、今回の相続法改正の目玉である、配偶者居住権の制度が始まります。一緒に住んでいた夫婦の片方が亡くなったときに、もう一方がそのままその家に住み続けるケースは多いと考えられます。しかし、その家が相続財産となり、他の相続人から権利を主張されたり、他の人に渡す内容の遺言書があったりし、住み続けることが出来なくなることもありえます。そのような場合に配偶者を守るための制度が新設されました。



配偶者の居住権を保護するための制度が始まるんだって？



そうだよ。今年の4月1日から、「配偶者短期居住権」という制度と、「配偶者居住権」という制度が始まるんだ。



その二つの制度は、どう違うの？



まずは「配偶者短期居住権」を説明するね。「配偶者短期居住権」というのは、相続が始まった時に、配偶者が亡くなった人の所有していた建物に住んでいた場合に、一定の期間、その建物に無償で住み続けることができる権利なんだ。



どのくらいの期間、無償で住むことができるの？



原則として、遺産分割によって自宅を誰が相続するのが決まるまでだよ。さらに、遺産分割がスムーズにすすんだとしても、最低6ヶ月間は、住むことができるんだ。

また、遺言によって自宅が配偶者じゃない人に遺贈された場合や、配偶者自身が相続放棄をした場合でも、その建物を所有することになる人が、居住権を消滅するように請求をした時から6ヶ月を経過するまでは、その建物に住み続けることができるよ。

この制度により、配偶者は、どんな場合でも最低6か月間は自宅に住み続けることができ

るので、その期間に、次の住居を探すことができるようになり、配偶者の居住権がより保護されるようになったんだ。



そうなんだ。確かに、突然住むところを奪われると、高齢の配偶者がすぐに次に住む場所を探すといっても大変だろうから、よい制度ができたね。



さて、もうひとつの「配偶者居住権」は先程の「配偶者短期居住権」とは全く異なる制度なんだ。「配偶者短期居住権」は自動的に得られる権利なのに対して、「配偶者居住権」は、遺言や遺産分割における選択肢の一つとして得られる権利なんだ。



具体的にはどんな権利になるの？



「配偶者居住権」とは、相続が開始した時に、配偶者が亡くなった人の所有していた建物に住んでいた場合に、終身又は一定期間、その建物を無償で使用できる権利なんだ。今までになかった全く新しい権利ができたんだよ。



ちょっとわかりにくいんだけど、建物を所有するのとどこが違うの？



「配偶者居住権」は自宅に住み続けることができる権利だけれど、所有権は持っていないので、人に売ったり、自由に貸したりすることはできないんだ。



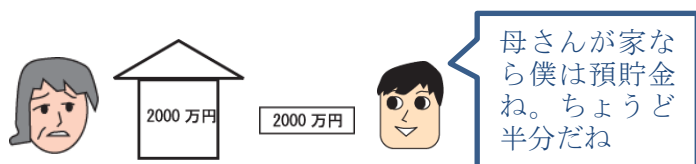
## 所有権を取得するより、配偶者居住権を取得することのメリットはどんなところにあるの？



配偶者居住権は完全な所有権ではないから評価額が低くなって、配偶者は自宅に住み続けながら、預貯金などの他の財産も多く取得することができるようになる。

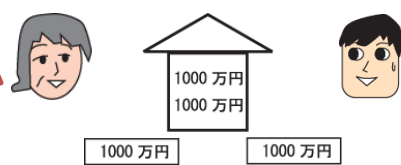
たとえば、相続人が妻と子ども一人だったとする。この場合、法定の相続分は、妻が2分の1、子どもも2分の1になるよ。

遺産が、自宅（評価額 2,000 万円）と預貯金 2,000 万円だったとしよう。法定持分で分けると、妻も子どもも 2,000 万円の相続分があることになる。もし妻が自宅を相続した場合、自宅だけで法定相続分の 2,000 万円になってしまうので、子どもが預貯金の全部を相続すると、妻は預貯金が1円ももらえず、その後の生活費が足りなくなるかもしれないね。



これを、例えば、配偶者居住権（評価額 1,000 万円）、配偶者居住権のついた自宅の所有権（評価額 1,000 万円）、預貯金 2,000 万円とした場合、妻は配偶者居住権を取得したとしても、さらに 1,000 万円の預貯金を取得することができるようになる。この場合、子どもは自宅の所有権と預貯金 1,000 万円を相続できるよ。

家は居住権だけでいいわ  
所有権はあんたにしなさい



配偶者居住権を使えば、これまで住んでいた家に住み続けることができるだけじゃなくて、配偶者のその後の生活も安心になる。子どもも配偶者居住権が消滅した後は売ったり貸したりすることが出来るね。



イラストは相続人の間での遺産分割を例にしているけれど、遺言に書いておくことも可能なんだ。



これから遺言を書くときは、いままで以上に選択肢が広がることになるから、残された配偶者の生活を考えて、どうするのが一番よいか専門家に相談してみることも大切だね。

私たち司法書士の仕事で、「相続が発生したので、家の名義を変える相続登記をしてほしい」という依頼があります。

この「相続登記」は、管轄の法務局で、自分で行うことも可能ですが、相続に関する知識と手間が必要になるので、司法書士に依頼される方も多くいます。

その手間の中の1つに「亡くなった方の相続人を特定するために戸籍を集める」という作業があります。

戸籍は、出生したときに親の戸籍に入り、その後結婚などをして違う戸籍を作ったりしますので、1人の人生において戸籍が複数あるのが一般的です。

また、本籍地と住所地は異なり、住んだことがない場所が本籍地になっていることもあります。

今は本籍地のある市区町村に対して、戸籍の発行を請求しなければなりません。そのため、戸籍を集める作業が面倒であったり、わかりにくかったり、時間がかかったりしています。

そこで、昨年、全ての地区町村で全国の戸籍を取得できるようにする「改正戸籍法」が成立しました。法務省では2023年度の運用を目指しております。技術革新によって、相続の手続きがスムーズになることが期待されます。

## 編集後記

令和になり、これからも人々の暮らしはどんどん変わっていくのでしょうか。

戸籍が一か所の役所で集められるなんて、私たちにしてみると革命のようですが、思えば不動産の登記簿謄本も、昔はその所在地の管轄法務局にいかなければ取得できませんでした。（今は全国どこの法務局でもとれます。）

「平成時代、戸籍はその場所の役所じゃないととれなかったんだよ」「え～なにそれ～」という会話が10年後・・・いや5年後にすることになるのでしょうか・・・。(T)